

令和6年度から後期高齢者健康診査の 対象者を**拡大**します



滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）では、健康診査（以下「健診」といいます。）を実施しています。

これまで、広域連合では、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防することを目的に、下記のとおり対象者を限定して、健診を実施していました。しかし、被保険者のみなさんに広く健診を受診いただき、よりの確に自覚症状のない病気を早期発見するとともに、ご自身の健康状態を把握いただき、健康づくりに役立てていただくため、**健診の対象者を拡大します。**

後期高齢者の健康診査の対象者が変わります

▶ 対象者

- 後期高齢者医療制度に加入している方（ただし、次の条件に当てはまる方は対象外）
令和6年度から下記のとおり対象外となる方を変更します。

これまで		
①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対象外
②	要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方	対象外
③	病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）や入所している方	対象外



令和6年度から		
①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対 象
②	要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方	対 象
③	病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）や入所している方	対象外

お願い

対象の方が大幅に増えるため混雑が予想されます。受診時期を繁忙期（9月、10月や冬季予防接種期間）からずらす等、**分散受診にご協力をお願いします。**



お問合せ先

滋賀県後期高齢者医療広域連合 TEL 077-522-3013
または お住まいの市役所・町役場 健康診査担当課

▶ 健診を受ける時のお願い



● 受診時期をずらすなど、分散受診にご協力をお願いします

- 9月、10月頃は繁忙期となり混雑する場合があります。
- 冬季の予防接種実施時期（10月～12月）は、健診受診の予約が取りづらいことが予想されます。**できるだけ、感染症が流行しやすくなる冬季を避け、早めに受診してください。**
- 「かかりつけ医」で健診を受けやすい時期について確認しておきましょう。

● 健診結果の返送には、時間がかかります

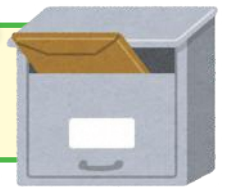
- 大幅に受診者が増える見込みですので、健診結果の返送までに時間がかかることが予想されます。結果が出るまでしばらくお待ちいただきますよう、お願いします。
- 医療機関へのお電話等での健診結果のお問い合わせはご遠慮ください。

▶ 普段から診てもらっている「かかりつけ医」で健診も受診しましょう！

後期高齢者健診では、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックもできますので、あなたの健康状態を管理するためにも、**現在、生活習慣病で通院されている方も、「かかりつけ医」に相談のうえ、積極的に受診してください。**



▶ 健診を受けるには？



1

「受診券」（同封の黄色の用紙）を受け取ります。
対象の方へは、お住まいの市役所・町役場から受診券をお送りしています。

2

健診の申し込みをしてください。
「質問票」が同封されている場合は、**事前に記入してご持参ください。**
※健診実施期間や実施医療機関等については同封の案内文書をご確認ください。
※予約が必要な医療機関もあります。

3

受診券と被保険者証を持って、医療機関または健康診査会場に行き健診を受診してください。費用は**無料**です。

※詳細な実施方法等については、同封の案内文書をご確認ください。

健康管理のために**1年に1回**健診を受診しましょう！